

議案第19号

鹿屋市空家等の適正管理に関する条例及び鹿屋市空家等対策協議会条例の一部改正について

鹿屋市空家等の適正管理に関する条例及び鹿屋市空家等対策協議会条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月21日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市空家等の適正管理に関する条例及び鹿屋市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

(鹿屋市空家等の適正管理に関する条例の一部改正)

第1条 鹿屋市空家等の適正管理に関する条例（平成24年鹿屋市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

(鹿屋市空家等対策協議会条例の一部改正)

第2条 鹿屋市空家等対策協議会条例（平成28年鹿屋市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第2条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行いたいので、本案を提出するものである。